

令和8年度愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県補助金交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に基づき、愛媛県防犯カメラ等設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、街頭犯罪（不同意わいせつ、ひったくり等県民が身近に不安を感じる犯罪をいう。以下同じ。）の発生抑止及び子どもの通学路等の安全を守るための街頭防犯カメラ等の設置を促進し、地域の防犯活動の活性化及び安全安心なまちづくりの実現を図るため、防犯カメラの設置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、県内において新たに次の各号に掲げる防犯カメラを設置する事業であって、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当するもの（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 街頭防犯カメラ

街頭犯罪の発生を抑止する目的で、特定の場所に継続的に設置するカメラであって、撮影された画像のうち、道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所（以下「公共空間」という。）の画像の面積がおおむね2分の1以上であるもの

(2) 子ども見守りカメラ

子どもの通学路、遊び場所等における安全を確保する目的で、特定の場所に継続的に設置するカメラであって、公共空間を撮影するもの

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、まもるくんの会社（車）、安ちゃん・心ちゃんの事業所等警察が推進する各種活動に協力している者又は、新たに協力することが可能な者かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 街頭防犯カメラ

街頭防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする組合若しくは団体又は不特定多数の者が利用する場所において事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「事業者」という。）とする。

(2) 子ども見守りカメラ

子ども見守りカメラを設置することにより、地域における子どもの見守り活動に取り組もうとする自治組織、組合若しくは団体、PTAとする。

- 2 申請者は、防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得なければならない。
- 3 申請者は、防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けなければならない。
- 4 申請者が事業者である場合は、防犯カメラを設置することにつき、自治組織、組合又は団体等との間で、防犯カメラを設置することについての同意を得なければならない。
- 5 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者の統制下にある者等（別表第 1 に掲げるいずれかに該当する場合をいう。）その他公共の福祉に反する活動を行っている者は、第 6 条第 1 項の補助金の交付の申請をすることができない。
- 6 本県の県税の納税義務がある場合は、県税の滞納がないこと。

（補助対象経費、補助率等）

第 5 条 補助事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率については、別表第 2 に定めるとおりとし、同表の第 1 欄に定める防犯カメラの区分に応じ、同表の第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額から当該事業に係る収入額を控除した額と同表の第 3 欄に定める補助基準額とを比較して少ない額に同表の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、当該補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

- 第 6 条** 申請者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第 1 号様式による愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに愛媛県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
 - 3 知事は、第 1 項の補助金の交付の申請を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

(交付の申請の受付期間等)

第7条 前条第1項の補助金の交付の申請の受付期間は、令和8年5月1日から同年12月28日までとする。

2 当該受付期間内に、補助金の交付の申請ができる台数は3台までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請を受理した日から起算して30日を経過する日までに当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 申請者は、前項の通知を受ける前に、当該申請に係る防犯カメラについて、購入に係る契約及び設置に関する工事を行ってはならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項を補助金の交付の条件とするものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した当該防犯カメラの管理規程を定めること。

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者
- ウ 防犯カメラの設置場所及び台数
- エ 防犯カメラを設置している旨の表示
- オ 防犯カメラの取扱者の制限
- カ 撮影された画像の保管及び廃棄
- キ 撮影された画像の利用制限
- ク 苦情処理

(2) 次に掲げる仕様を満たしたカメラを選定すること。

- ア 画素数が400万画素以上であること。
- イ 常時録画(24時間)の撮影が可能であること。
- ウ 赤外線照射又は低照度機能を有し、夜間撮影が可能であること。
- エ 防水、防塵機能がIP66以上であること(粉塵の侵入が完全に保護され、いかなる方向からの強い水の直接噴流によって有害な影響を受けない)。
- オ SDカード又はHDD等に映像が10日以上保存する機能を有すること。

(3) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。

(4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する

省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第 1 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

（補助事業の変更等）

第 10 条 補助金の交付を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）を行うとき、補助対象経費の増額若しくは 20 パーセントを超える減額を行うとき、又は補助事業の廃止をしようとするときは、別記第 2 号様式による愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金変更・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（事情変更による補助金の交付の決定の取消等）

第 11 条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 知事は、補助事業者が別表第 1 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（立入検査等）

第 12 条 知事は、補助金の適正な執行を期するため、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、当該補助金を活用して設置した防犯カメラの管理状況等を確認することができる。

2 知事は、防犯カメラの管理状況等を確認するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告等）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は当該完了日の属する年度の 3 月の最終の平日のいずれか早い日までに別記第 3 号様式による愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補

助金事業実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の愛媛県防犯カメラ等設置支援事業費補助金事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書に關係書類を添えて知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の確定通知を受けたときは、別記第5号様式による愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付請求書により知事に補助金の交付を請求するものとする。

(概算払)

- 第15条** 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、交付決定額に5分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者が前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金概算払請求書により知事に補助金の概算払を請求しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(画像情報の提供)

第17条 補助事業者は、警察による犯罪捜査等のために、防犯カメラの画像の利用が必要な場合は、画像の提供など捜査等に協力するものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業及び補助事業者に関して、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第2項の規定による非公開以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条第4号から第6号まで、第12条、第13条第3項及び第14条から第18条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条、第8条、第9条、第11条関係）

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

別表第2（第5条関係）

1 防犯カメラの区分	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率
(1) 街頭防犯カメラ	防犯カメラの設置に要する費用（管理及び運営に係る費用を除く。）	カメラ1台当たり 45万円	2分の1以内
(2) 子ども見守りカメラ			2分の1以内